

議第231号

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年呉市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(扶養手当)	(扶養手当)
第6条 略	第6条 略
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> (2)～(5) 略 (住居手当)	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 削除</u> (2)～(5) 略 (住居手当)
第6条の3 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 略 (2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理規程で定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして管理規程で定めるもの	第6条の3 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 略 (2) 第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 <u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> が居住するための住宅（管理規程で定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして管理規程で定めるもの
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)
第12条の3 管理職員特別勤務手当は、前条の規定により時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の一部又は全部を支給されない職員が、臨時又は緊急	第12条の3 管理職員特別勤務手当は、前条の規定により時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の一部又は全部を支給されない職員が、臨時又は緊急

の必要その他の公務の運営の必要により、次に掲げる日又は時間に勤務した場合に支給することができる。

(1) 略

(2) 前号に掲げる日以外の日の午前零時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第19条 第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。

の必要その他の公務の運営の必要により、次に掲げる日又は時間に勤務をした場合に支給することができる。

(1) 略

(2) 午後10時から翌日午前5時までの間（前号に掲げる日に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。）

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第19条 第5条、第6条、第7条の2及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第6条の3の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、改正後の呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新

条例」という。) 第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

3 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に限る。）に対する前項の規定による新条例第19条第1項の規定の適用については、同項中「第6条、第7条の2及び第15条」とあるのは、「第6条及び第15条」とする。

(提案理由)

国家公務員の給与に関する人事院勧告等を踏まえた給与の改定を行うため、この条例案を提出する。